

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年1月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2500254 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2500050 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 4 年 7 月 15 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

令和 4 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 4 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 4 年 7 月 15 日

請求期間について、A 社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び振込明細内容により、請求者は、請求期間に同社から 10 万円の標準賞与額に見合う賞与（10 万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（9,150 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者の当該期間の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500255号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500051号

第1 結論

請求者のA社における令和5年3月27日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和5年3月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年3月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年3月27日

請求期間について、A社から賞与が支払われたが、会社からの届出が遅れたため厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の令和4年度分賃金台帳、請求期間に係る賞与の支給明細書、賞与支給・控除一覧表及び預金通帳(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、請求者は、当該期間にA社から215万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険における標準賞与額の上限額(150万円)に見合う厚生年金保険料(13万7,250円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、A社において平成9年4月21日から現在に至るまで

雇用保険の被保険者となっており、同社の事業主は、請求者の業務内容はB業務であり、社会保険事務には関与していない旨回答している。

また、A社の事業主は、請求期間に支払った賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出を顧問社会保険労務士に一任していたが届出漏れがあったとして、一括訂正請求の手続きを行っており、当該社会保険労務士は、年金事務所の聴取において賞与支払届の届出を失念していたことを認めている。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。